

規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十二号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二条第二項中「第六面まで」を「第五面まで」に改める。

様式第一号中「（~~非住宅部分に属する部分に限る。~~）」を削り、同様式備考2中「~~別表第一~~」を「第五面まで」に改める。

様式第二号中「（~~非住宅部分に属する部分に限る。~~）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。